**弾道ミサイル発射（Jアラート対応）危機管理マニュアル**

雫石町立雫石小学校

１「事前の危機管理」

（１）学校安全計画、学校危機管理マニュアル等（以下「学校安全計画等」と示す。）の見直し

・あらかじめ校舎内の避難場所を指定するなど、学校安全計画等を見直す。

・事前に連絡体制及び役割分担を定め、非常時に対応できる体制を整える。

（２）安全確保の方策等の共通理解

・学校安全計画等を踏まえ、安全確保の方策等について全教職員の共通理解を図る。

（３）児童に対する安全指導

・児童が適切に行動できるよう学校安全計画等をもとに指導するとともに、保護者に対しても周知する。

・なお、児童及び保護者に対しては、必要以上に不安にさせないよう配慮する。

（４）その他

・校外学習等の避難場所は、事前に確認する。

・町の防災課と連携して避難訓練等を推進する。

・不断に関係省庁からの情報の把握に努める。

２「緊急事態発生時の危機管理」

　危機発生時の対応は次の通りとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **事**  **前** | **共通確認事項** | **【弾道ミサイルについて確認】**  〇弾道ミサイルは発射から極めて短時間（１０分以内）に着弾する。  〇ミサイル着弾時には暴風や破片などによる被害が想定される。  **【Jアラートが発信された場合】**  ①屋外にいる場合⇒できる限り頑丈な建物や地下に避難する。  ②建物がない場合⇒物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。  ③屋内にいる場合⇒窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。  **【ミサイルが近くに落下した場合】**  〇屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の  高い屋内または風上へ避難する。  〇屋内にいる場合；換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。  **【正確かつ迅速な情報収集】**  〇Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集する。  〇行政からの指示があれば、それにしたがって、落ち着いて行動する。 | | |
| **発生時** |  | **Jアラートの内容** | | |
|  | **ミサイル発射** | **通過又は領土、領海外に落下** | **領土、領海内に落下** |
| **登校前** | ・自宅待機  ・共通確認事項①②③に基づき行動。 | ・安全が確認できたら通常どおり登校する。 | ・原則臨時休校とする。  ・行政（町防災計画等）の指示にしたがって行動する。 |
| **登下校中** | ・共通確認事項①②③を基本として行動。  ・自宅が近い場合は、自宅にもどり待機。  ・自宅に誰もいない場合や学校が近い場合は登校。  ・緊急の場合は、１１０番の家、近くの家に理由を説明し、避難する。 | ・安全が確認できたら登校を再開する。 | ・行政（町防災計画等）の指示に従って行動する。  ・指示がない場合は、自宅又は学校のいずれか近い方に避難する。 |
| **在校時** | 【屋外にいる場合】  ・速やかに教室等の屋内に避難する。  【屋内にいる場合】  ・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない空間（廊下等）に避難する。 | ・安全が確認できたら教育活動を再開する。 | ・原則として学校の安全な場所で保護する。  ・情報収集に努める。  ・安否情報を保護者に伝える。  ・行政（町防災計画等）から避難指示が継続している間は原則、保護者への引き渡しは行わない。 |
| **その他** | ・確認事項①②③に基づき行動。 | ・安全が確認できたら通常どおり過ごす。 | ・行政（町防災計画等）からの指示に従い行動する。 |
| **事**  **後** |  | ・関係機関等から情報収集に努める。  ・被害が生じた場合は、被害状況の把握につとめる。 | | |

３「事後の危機管理」

（１）不審な物を発見した場合は、近寄らず、直ちに教職員等に連絡するよう周知する。

（２）関係機関等から、被害状況等の情報を収集する。

（３）早期に授業や業務が再開できるよう、復旧及び支援等の対応策を検討し実行する。

（４）必要に応じて、スクールカウンセラー・学校医等関係機関と連携を図り、児童の心のケアに対応する。

（５）児童の避難及び対応が適切になされたかを検証し、必要に応じて見直しを行う。